

議案第48号

町の区域の設定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内に別紙変更調書のとおり町の区域を設定する。

なお、この町の区域の設定の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による守谷市松並土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日から生じるものとする。

平成27年6月3日提出

守谷市長 会田真一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
48号	1

## 別 紙

### 変 更 調 書

#### 松並青葉一丁目を設定する区域

松並字溜 1931の3, 1931の49から1931の54までの各一部, 1931の55から1931の58まで, 1931の59の一部, 1931の72から1931の76までの各一部, 1931の107から1931の111まで, 1931の208から1931の211までの各一部, 1931の250から1931の259までの各一部, 1931の270の一部, 1931の271から1931の274まで, 1931の275から1931の277までの各一部, 1931の278から1931の308まで, 2033の5

松並字大日 1905の8, 1905の12, 1908の1の一部, 1909の6の一部, 1909の7, 1909の8の一部, 1909の9の一部, 1910の3, 1912の2, 1915, 1916の2, 1917の4の一部, 1919の2の一部, 1921の2の一部, 1923の2の一部, 1924の3の一部, 1925の2の一部, 1930の1, 1930の2の一部, 1930の3, 1930の4から1930の7までの各一部, 1930の8, 1930の9, 1930の10の一部, 1930の11から1930の18まで, 1930の19の一部, 1930の20の一部, 1930の21から1930の62まで, 1930の63の一部, 1930の64から1930の71まで, 1930の91から1930の171まで, 2057の2, 2057の5, 2057の25から2057の70まで, 2058の5, 2059の2, 2059の18

松並字二ツ塚 2091の3から2091の16まで, 2092の7, 2092の8

及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部

#### 松並青葉二丁目を設定する区域

松並字溜 1931の1, 1931の4の一部, 1931の5から1931の10まで, 1931の11の一部, 1931の12から1931の18まで, 1931の19の一部, 1931の20から1931の26まで, 1931の27の一部, 1931の28から1931の33まで, 1931の34の一部, 1931の35から1931の41まで, 1931の42の一部, 19

議 案	頁 数
48号	2

31の43から1931の48まで, 1931の49から1931の54までの各一部, 1931の60の一部, 1931の61から1931の71まで, 1931の72から1931の76までの各一部, 1931の77から1931の85まで, 1931の86の一部, 1931の87から1931の93まで, 1931の94の一部, 1931の95から1931の100まで, 1931の101の一部, 1931の102, 1931の103, 1931の104の一部, 1931の105, 1931の106, 1931の112の一部, 1931の113から1931の207まで, 1931の208から1931の211までの各一部, 1931の212から1931の249まで, 1931の250から1931の259までの各一部, 1931の260から1931の269まで, 1931の270の一部, 1931の275から1931の277までの各一部, 1960の1, 1960の2の一部, 1962の1, 1962の5, 1962の11から1962の14まで, 1962の16から1962の47まで, 1962の48の一部, 1962の49から1962の85まで, 2023の6

松並字向溜 1989の3, 1999の5, 1999の6, 1999の19, 1999の22

及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部

#### 松並青葉三丁目を設定する区域

松並字溜 1931の2の一部, 1931の4の一部, 1931の11の一部, 1931の19の一部, 1931の27の一部, 1931の34の一部, 1931の42の一部, 1931の54の一部, 1931の60の一部, 1931の86の一部, 1931の94の一部, 1931の101の一部, 1931の104の一部, 1931の112の一部, 1942の一部, 1943の一部, 1944, 1960の2の一部, 1962の48の一部  
松並字沼崎 1795の1, 1795の5から1795の57まで, 1795の58から1795の63までの各一部, 1797の1, 1797の7, 1797の8, 1805の41, 1807の4, 1836の1から1836の3まで, 1836の9から1836の13まで, 1839の1, 1839の7, 1844の1から1844の77まで, 1845の1から1845の10まで, 1846, 1847の1から1847の4まで, 1848, 1849, 1850の1, 1850の2, 1851, 1852の1から1852の19まで, 1853, 1854の1, 1854の2, 1855, 1856, 1857の一部, 1857の1,

議案	頁数
48号	3

1858の1, 1858の2, 1858の13, 1858の17の一部, 1858の24, 1858の25, 1858の30, 1858の42, 1858の49から1858の74まで, 1858の77, 1858の78, 1858の80から1858の100まで

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の一部

松並青葉四丁目を設定する区域

松並字溜 1931の2の一部, 1931の54の一部, 1931の59の一部, 1942の一部, 1943の一部

松並字大日 1917の2の一部, 1917の4の一部, 1919の2の一部, 1919の3から1919の5まで, 1921の2の一部, 1923の2の一部, 1923の3, 1923の5, 1923の6, 1924の1, 1924の3の一部, 1924の4, 1924の5, 1924の8, 1924の11, 1925の2の一部, 1930の2の一部, 1930の4から1930の7までの各一部, 1930の10の一部, 1930の19の一部, 1930の20の一部, 1930の63の一部

松並字沼崎 1776の1, 1780の2, 1782の2, 1782の4, 1782の7の一部, 1783の1, 1783の4から1783の6まで, 1784の1, 1784の3, 1785, 1786, 1787の1から1787の12まで, 1790の1, 1790の3から1790の15まで, 1791の1から1791の14まで, 1792の1から1792の13まで, 1795の58から1795の63までの各一部, 1800の1, 1800の3, 1800の4の一部, 1803の1, 1803の2, 1804の1から1804の3まで, 1804の5, 1804の8, 1804の10, 1804の13から1804の16まで, 1857の一部, 1858の17の一部, 1860の1から1860の52まで, 1862の1, 1863の1, 1864の1, 1864の2, 1865の1から1865の5まで, 1865の7から1865の15まで, 1865の17から1865の23まで

松並字相野谷道上 1725の5の一部

及びこれらの区域に介在する道路である公有地の一部

上記地番は、平成27年5月12日現在の登記簿による。

議案	頁数
48号	4

## 提案理由（議案第48号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷市松並土地区画整理事業の施行区域とその周辺区域を新たな町の区域とし、当該区域を松並青葉一丁目から松並青葉四丁目として設定するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
48号	5

